

## 桶川市地域等敬老事業助成金交付要綱

(平成16年5月31日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、町会、自治会等（以下「地域等」という。）に対し、地域等敬老事業助成金を交付することにより、高齢者（年度の4月1日現在において桶川市内に住所を有し、当該年度内に満75歳以上になる者をいう。以下同じ。）を対象に行う敬老事業の促進を図ることを目的とする。

(交付先)

第2条 この助成金は、次の各号に定める地域等に交付するものとする。

- (1) 桶川市地区設置規則(令和8年桶川市規則第10号)第2条別表に規定する区域（複数の区が合同で実施する場合は、一つの区域とみなす。）
- (2) 桶川市社会福祉協議会の地区社会福祉協議会
- (3) 市長が必要と認めた施設及び自治会等の組織に加入していない場合は、その代表者

(助成対象事業)

第3条 助成金を受けることができる事業は、高齢者を敬うための事業とする。

(助成金)

第4条 助成金は、助成金の対象となる地域等の高齢者の人数に1,000円を乗じた額とし、予算の範囲内において助成するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、桶川市地域等敬老事業助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかにその内容を審査し、可否を決定し、桶川市地域等敬老事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の交付決定を受けたものは、桶川市地域等敬老事業助成金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第8条 助成事業が完了したときは、事業終了後1ヶ月以内に桶川市地域等敬老事業助成金実績報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年度に限り、第1条中「4月1日」とあるのは、「6月1日」とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日市長決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。